

# 指定居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(福岡県指定 第 4073000780 号)

医療法人 燦宗会

どい内科クリニックケアプランサービス

## ◆◆ 目次 ◆◆

- 1.事業者
  - 2.事業所の概要
  - 3.居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容
  - 4.利用料金について
  - 5.個人情報の保護について
  - 6.秘密保持について
  - 7.緊急時の対応について
  - 8.事故発生時の対応について
  - 9.虐待の防止について
  - 10.サービス提供に関する相談、苦情について
- 重要事項説明の確認・署名  
別紙 1 利用料金  
別紙 2 サービス利用割合等 説明書  
別紙 3 個人情報利用同意書

## 1、事業者

事業者名称	医療法人 燦宗会
代表者氏名	理事長 土居崇仁
事業者所在地	福岡県筑紫野市光が丘 4 丁目 5 番地 3 どい内科クリニック 電話：092-926-7415      FAX：092-926-8312
法人設立年月日	平成 15 年 3 月 10 日

## 2、事業所の概要

### 事業所の所在地等

事業所名称	どい内科クリニックケアプランサービス
介護保険 指定事業所番号	福岡県指定 第 4073000780 号
事業所所在地	福岡県筑紫野市光が丘 4 丁目 5 番地3
管理者氏名	松本 佐登美
法令遵守責任者	事務長 真名子勝一
連絡先及び電話番号	電話:092-926-7415      FAX:092-926-7669
事業所の通常の 事業の実施地域	主に 筑紫野市・筑前町・小郡市等
開設年月日	平成 18 年 6 月 1 日
法人が行っている 他の事業	当事業所では他の事業も合わせて実施しています。 (通所介護)      デイサービスセンター雅翔 (訪問リハビリ)      どい内科クリニック (通所リハビリ)      どい内科クリニック (ショートステイ)      どい内科クリニック (訪問看護)      どい内科クリニック (訪問診療)      どい内科クリニック

## (2) 事業所の目的と運営方針

事業所の目的	医療法人燦宗会が開設するどい内科クリニックケアプランサービス(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は、要支援状態にあたる利用者に対し、利用者が可能な限りに居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営の方針	<p>① 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。</p> <p>② 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。</p> <p>③ 事業の実施に当たっては、市町村、包括支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。</p>

## (3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9:00～17:00
休日	日曜日・国民の祝日 お盆(8月13日～8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日)

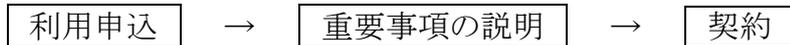
## (4) 事業所の職員体制

管理者・主任介護支援専門員	常勤	1名
介護支援専門員	常勤専従	1名
介護支援専門員	常勤兼務	2名
介護支援専門員	非常勤専従	2名

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) インテークワーク(面接)

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。



(2) アセスメント(課題分析)

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します

介護保険サービスが利用できます



(6) モニタリングの実施(評価)

少なくとも月 1 回、利用者宅を訪問し面談してモニタリング実施し結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した場合等は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2) から(5)の実施をします。

## (8) 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

①利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なくお申し出ください。

※ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は **別紙 2** のとおりです。ご希望があればご説明いたします。

②居宅介護支援提供に先立って、介護保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業所へお知らせください。

③ 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移動を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

④居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認します。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

## 4. 利用料金について

「要介護」認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給(介護計画料)されるので自己負担はありません

\*ただし、利用者の被保険者証に支払い方法変更の記載(利用者が保険料を滞納しているため、サービス償還払いとする旨の記載)があったときは、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。

この場合、当事業所で指定居宅介護支援提供証明書を発行しますので、この証明書と領収書を添付して、保険者へ「償還払い」申請をおこなってください。

※ 基本報酬単価等については、 **別紙 1** のとおりです。

## 5. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取扱いを行います。
  - (2) 事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。
  - (3) 外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族またはその代理人の了承を得ます。
- ※ 「個人情報同意書」については、別紙 3 のとおりです。

## 6. 秘密の保持について

- (1) 当事業所は、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密を厳守致します。
- (2) 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

## 7. 緊急時の対応について

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、または歯科医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

## 8. 事故発生時の対応について

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 苦情解決体制を整備します。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所利用者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

虐待防止に関する責任者	松本 佐登美
-------------	--------

## 10. ハラスメントの防止

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族はサービス利用にあたって、次の行為を禁止します。

- ① 介護支援専門員に対する身体的暴力  
(直接的・間接的を問わず有形を用いて危害を及ぼす行為)
- ② 介護支援専門員に対する精神的暴力  
(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 介護支援専門員に対するセクシャルハラスメント  
(意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ)

## 11. 感染症や災害の対応強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるように、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画【以下は業務継続計画という】を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員に対して、必要な研修及び訓練(シュミレーション)を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の発生またはそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生またはそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

感染に関する責任者	下尾 亜紀子
-----------	--------

## 12. サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定居宅介護支援にかかわる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情があった場合は、直ちに利用者等と連絡を取り、事情を聞き、苦情の内容を把握し必要な対応を行います。
- ② 苦情の内容によっては、市町村や居宅サービス事業者と連絡を取り、今後の再発防止に向け、必要な対応を行います。
- ③ 担当者は、利用者からの苦情に関して市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力します。また、市町村や国民健康保険団体連合会からの指導・助言に従って必要な改善を行います。

### 相 談 窓 口

どい内科クリニックケアプランサービス

担当者：居宅介護支援事業所 管理者 松本佐登美

TEL：092-926-7415(代) 携帯電話：090-2968-7415

FAX：092-926-7669

時間：9:00 ～ 17:00 ※月～土曜日(祝日除く)

※別に下記の当事業所以外の、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

**行政機関その他苦情受付機関**

筑紫野市役所 高齢者支援課	住 所 : 筑紫野市石崎1丁目1番1号 TEL:092-923-1111 FAX:092-920-1786
太宰府市役所 高齢者支援課	住 所 : 太宰府市観世音寺1丁目1番1号 TEL:092-921-2121 FAX:092-921-1601
小郡市役所 介護保険課	住 所 : 小郡市小郡 255 番地 1 TEL:0942-72-2111 FAX:0942-73-4466
福岡県介護保険広域連合 朝倉支部	住 所 : 朝倉郡筑前町久光 951-1 めくばー健康福祉館内 TEL:0946-21-8021 FAX:0946-21-8031
福岡県 国民健康保険団体連合会	住 所 : 福岡県博多区吉塚本町 13-47 TEL:092-642-7859 FAX:092-642-7856

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 福岡県 筑紫野市 光が丘 4丁目5番地3  
名称 医療法人 燦宗会 どい内科クリニックケアプランサービス

説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

西暦 年 月 日

利用申込者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

家族 (代理人)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)

## 利用料金及び居宅介護支援費

### 居宅介護支援費 I (1 単位=10.21 円)

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 件未満	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 件以上 60 件未満	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 60 件以上	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

#### ◆看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等に必要なケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが認められるケースについては、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

### 利用料金及び居宅介護支援費 [減算] (1 単位=10.21 円)

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 (運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない)	基本単位数の 50%に減算

加算について (1月につき)

(1単位=10.21円)

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をしていること	250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をしていること	200単位
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750単位
退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900単位
通院時情報連携加算	利用者が病院または診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者またはその家族の意向を把握した上、その上で、その死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた場合	400単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位

◇ターミナルケアマネジメント加算



## どい内科クリニックケアプランサービス 居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、  
訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	18%
通所介護	69%
地域密着型通所介護	0%
福祉用具貸与	64%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、  
訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、  
同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	①ツクイ筑紫野ヘルパー	②ヘルパーステーション絆大野城	③ホームヘルプサービスペアレント
	20 %	17%	14%
通所介護	①デイサービスセンター雅翔	②シマリスみくに	③ちくしの荘 / たんたん あけぼの / ブルーミング
	62%	9%	5%
地域密着型通所介護	① なし	②	③
	0%		
福祉用具貸与	① 介助	②うらべ	② パナソニック
	31%	16%	10%

- ③ 判定期間（令和 7 年度）

前期(3月1日から8月末日)

後期(9月1日から2月末日)

# 個人情報利用同意書

私(及び私の家族)の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲で使用することに同意します。

## 1、使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)のほか、介護支援専門員と介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し、または、ケガで病院へ行く際に、救急隊員・医療機関等に説明する場合
- (4) 国保連からの求めがあった場合
- (5) 他機関との各種会議等(テレビ電話等の活用も含む)

## 2、個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所(体調を崩し、またはケガ等で診療することになった場合)
- (3) 救急隊員
- (4) 国保連

## 3、使用する期間

居宅介護支援事業所との契約期間(国保連からの請求はそれに限らず)

## 4、使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する

西暦 年 月 日

(契約者)

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(家族代表)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)

医療法人 燦宗会 どい内科クリニックケアプランサービス

